

## 「宮城県障害福祉計画」の策定について

## 1 計画の概要

▽ 障害者総合支援法・児童福祉法の規定により、県と市町村が策定しなければならない

**障害者・障害児福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画**

→ 今般、第6期「障害福祉計画」と第2期「障害児福祉計画」を策定する

障害福祉計画とみやぎ障害者プランの関係

名称	宮城県障害福祉計画	みやぎ障害者プラン
根拠法	障害者総合支援法第89条 児童福祉法第33条の22	障害者基本法第11条第2項
性格	障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画	県の障害者施策に関する基本的な計画
期間	R3-5年度(3年間／国の指針で規定)	任意(現行はH30-35年度の6年間)
策定	国の指針※1に即し、市町村の障害福祉計画達成のため、広域的見地から策定	国の基本計画※2を基本とし、県の障害者の状況等を踏まえ策定
意見反映	「障害者施策推進協議会」の意見を聴かなければならぬ 「自立支援協議会」の意見を聞くよう努めなければならない	「障害者施策推進協議会」の意見を聴かなければならぬ

※1:「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

※2:「障害者基本計画」

## 2 県計画で定める内容（法及び国の指針で規定）

事項	備考
(1) 障害福祉計画等の基本的理念等	盛り込むことが望ましい
(2) 区域の設定	“
(3) 提供体制の確保に係る目標(成果目標・活動指標)	定めなければならない
(4)-① 支援の種類ごとの必要な量の見込み	“
(4)-② 必要な見込量の確保の方策	定めるよう努めなければならない
(5) 圈域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援の見通し及び計画的な基盤整備の方策	盛り込むことが望ましい
(6) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	定めなければならない
(7) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	“
(8) 指定障害福祉サービス等支援に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置	定めるよう努めなければならない
(9) 関係機関との連携に関する事項	定めるよう努めなければならない
(10) 障害福祉計画等の期間	盛り込むことが望ましい
(11) 障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	“

## 3 策定の進め方

- ▽ 障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定する(法で認められている)  
▽ 市町村計画との整合性を図りつつ、以下のプロセスに基づき策定作業に取り組む

障害福祉計画の策定プロセス

- R2.5.19 国の基本的な指針の告示
- R2.6.17 市町村計画担当者会議の開催(国指針の内容説明・スケジュール感)
- R2.7.14 第5期計画進捗状況及び国の基本指針の改正について【第1回施策協】
- 8月下旬 市町村計画における成果目標・活動指標(暫定値)の照会
- 本日 県計画の成果目標設定の考え方について【第2回施策協】
- 11月中旬 県計画(中間案)について【第3回施策協】
- 12月上旬 県計画(中間案)に関するパブリックコメント(約1か月間)
- R3.1月 市町村計画における成果目標・活動指標(最終値)に関する照会
- 2月 県計画(最終案)について【第4回施策協】



## 4 本日御審議いただく事項

- ▽ 計画事項のうち、「(3)提供体制の確保に係る目標」のうち成果目標の設定に係る県の考え方について、御了解をいただきたい

指標	内容
成果目標	福祉施設の入所者の地域生活への移行
	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実
	福祉施設の利用者の一般就労への移行等
	障害児支援の提供体制の整備等
	相談支援体制の充実・強化等
	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
活動指標	福祉施設から一般就労への移行等
	障害福祉サービス、相談支援
	相談支援体制の充実・強化等
	地域生活支援拠点等
	発達障害者等支援関係
	障害児支援
	精神障害者関係
	障害福祉サービス等の質の向上

